

成徳小学校・西灘小学校大規模改修事業

入札説明書

令和3年1月8日

神戸市

【 目 次 】

第1章 入札説明書の定義	・・・	1
第2章 事業の概要	・・・	2
1.発注者	・・・	2
2.公告	・・・	2
3.事業名称	・・・	2
4.事業目的	・・・	2
5.事業内容	・・・	2
6.事業の対象施設	・・・	2
7.事業期間等	・・・	2
8.事業方式	・・・	2
第3章 応募に関する条件	・・・	4
1.入札参加者の全体構成	・・・	4
2.入札参加者の参加資格要件	・・・	4
3.応募に関する留意事項	・・・	5
4.選定方法及びスケジュールについて	・・・	6
5.応募手続き等	・・・	6
6.入札にあたっての留意事項	・・・	9
第4章 落札者の選定	・・・	11
1.落札者の選定方法	・・・	11
2.審査の内容	・・・	11
3.審査項目	・・・	11
4.審査結果及び評価公表	・・・	11
5.事務局	・・・	11
第5章 提示条件	・・・	12
1.事業フレーム	・・・	12
2.市の支払いに関する事項	・・・	12
3.選定事業者の事業契約上の地位	・・・	12
4.契約保証金	・・・	13
5.保険	・・・	13
6.市と選定事業者の責任分担	・・・	14
7.履行義務と違反に対するペナルティ	・・・	14
第6章 契約の考え方	・・・	15
1.契約手続き	・・・	15
2.事業契約の概要	・・・	15
3.契約金額	・・・	15
第7章 その他	・・・	16
1.情報公開及び情報提供	・・・	16
2.入札説明書等に関する問い合わせ	・・・	16

第 1 章 入札説明書の定義

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は，成徳小学校・西灘小学校大規模改修事業（以下「本事業」という。）に係る設計・施工・工事監理業務を一括して実施する事業者を，総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり，参加要件のほか，総合評価に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

第2章 事業の概要

1. 発注者

神戸市長

2. 公告

令和3年1月8日 神戸市公告第1043号

3. 事業名称

成徳小学校・西灘小学校大規模改修事業

4. 事業目的

本業務は、市が学校施設のトイレ改修等の大規模改修を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし、工事期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目的とする。

5. 事業内容

選定事業者は、次の業務を行うものとする。

- ①設計業務
- ②大規模改修工事業務
- ③工事監理業務
- ④その他事業実施に必要な業務

6. 事業の対象施設

対象施設は、下記の通りとし、詳細は要求水準書による。

No	学校名	施設名・改修部位		住所 電話番号
1	成徳小学校	管理教室棟	トイレ全面改修1箇所 (1階)	灘区備後町1-3-1 078-821-1001 http://www2.kobe-c.ed.jp/sit-es/
		屋内運動場棟	トイレ全面改修1箇所 (1階)	
		普通教室棟西側	トイレ全面改修4箇所 (1, 2, 3, 4階)	
		普通教室棟東側	トイレ全面改修3箇所 (2, 3, 4階)	
		プール専用付属室	トイレ洋式化改修1箇所 (屋上階)	

No	学校名	施設名・改修部位		住所 電話番号
2	西灘小学校	管理教室棟東側	トイレ全面改修 4 箇所 (1, 2, 3, 4階)	灘区船寺通 3 丁目 4-1 078-861-8851 http://www2.kobe-c.ed.jp/nsn-es/
		管理教室棟西側	トイレ全面改修 4 箇所 (1, 2, 3, 4階)	
		屋内運動場棟	トイレ全面改修 1 箇所 (1階)	

7. 事業期間等

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日(令和3年3月中旬予定)から、令和4年2月28日(月)までとする。

8. 事業方式

本事業は、対象となる施設の大規模改修に伴い、設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者へ委託する一括発注方式により実施する。

第3章 応募に関する条件

1. 入札参加者の全体構成

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ①入札参加者は、市の求める大規模改修事業を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ又は、それらを有する単独の企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ②入札参加者は、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、大規模改修工事を行う企業（以下「施工企業」という。）及び工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）により構成されるものとする。
- ③入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に構成企業について明らかにすることとする。
- ④入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

(2) 代表企業の選定

- ①入札参加者は、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ②代表企業は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細な内容については、事業契約書（案）による。

(3) その他

- ①入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。
- ②選定された構成企業は、選定後速やかに市と契約締結に向けた協議を行うものとする。

2. 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者の全ての構成企業は、神戸市内に本店を有することとし、次のいずれにも該当しない者とする。

- ①市の指名停止処分を受けている者（参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定までの期間）。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

- ⑤旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑥民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- ⑧旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ⑨本事業に係る発注支援業務に関与する者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。
- ・株式会社日建設計総合研究所
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務毎にそれぞれ次の要件を満たすものとする。なお、本事業における同種工事とは、神戸市立学校の改修工事（契約金額 500 万円以上）をいう。

①設計企業

- ア. 令和 2・3 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- イ. 平成 23 年度以降、対象施設の同種工事の設計の元請としての実績を有していること。

②施工企業

- ア. 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ. 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式工事」の総合評定点が 750 点以上であること。
- ウ. 資格者名簿に登録されていること。
- エ. 平成 23 年度以降、対象施設の同種工事の元請としての施工実績を有していること。

③工事監理企業

- ア. 資格者名簿に登録されていること。
- イ. 平成 23 年度以降、対象施設の同種工事の設計又は工事監理の実績を有していること。

(3) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第 2 章 5. 事業内容」のうち、複数業務を担当できるものとする。ただし、「大規模改修工事」と「工事監理」の両方の業務は、別の構成企業が担当すること。

(4) 構成企業以外の企業への再委託

構成企業は、「第2章5.事業内容」のうち、「設計」、「大規模改修工事」、「工事監理」は、業務の一部に限って、構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができないものとする。構成企業以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとする。

なお、「大規模改修工事」に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

(5) 参加表明書等の受付日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書等の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

- ①参加表明書等の受付日から落札者決定時までの間に、入札参加者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により市がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。
- ②落札者決定時から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と契約を締結しないことができるものとする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとする。

3. 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「事業契約書（案）」、「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

①著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、無償で使用できることとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

②特許権等

設計業務に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、要求水準書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する場合がある。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料を応募に際しての検討以外の目的で使用することは禁止する。

(5) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4. 選定方法及びスケジュールについて

(1) 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る入札価格及び事業遂行能力等を総合的に評価するものとし、総合評価一般競争入札方式を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。市ホームページのアドレスは、入札説明書末に記載の「情報公開及び情報提供」を参照すること。（以下、同様とする。）

日 程	内 容
令和3年1月8日(金)	入札説明書等の公表（入札公告）
1月20日（水）	事業説明会
1月25日（月）～1月29日(金)	入札説明書等に関する質問・意見の受付
2月5日(金)	入札説明書等に関する質問・意見に対する回答
2月8日(月)～2月10日(水)	入札参加表明書等の受付
2月17日(水)	入札資格審査結果の通知
2月22日（月）～2月26日(金)	入札書等及び事業遂行能力等審査書類の受付
3月中旬	落札者の決定
3月中旬	事業契約締結

5. 応募手続き等

(1) 入札説明書等の公表

市は、市ホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、以下の書類については、直接希望者に貸与する。資料（CD-R）は、令和3年1月8日(金)より令和3年2月5日(金)までの間に神戸市建築住宅局技術管理課にて配布する。

市が貸与する資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。また、事業者は、貸与された資料等を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却すること。貸与された資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄すること。

①貸与書類

次の書類は、あくまで参考資料として貸与するものであり、資料の内容と実際の状況との整合について、市が保証するものでない。

- ・標準図
- ・参考図
- ・写真

・仮設トイレ関係書類

②貸与場所：神戸市建築住宅局技術管理課

③返却場所：同上

④留意事項

希望者は、事前に電話にて貸与希望の旨を伝えることとし、借用の際には名刺を提出すること。

(2) 入札説明書等説明会の実施

応募しようとする事業者を対象に、入札説明書等に関する説明会の機会を設ける。

①実施期間 令和3年1月20日(水) 10:00~11:00 (予定)

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル6階)601会議室

②申込方法

申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「入札説明書等説明会参加申込書」(様式集様式0-1)により電子メールで申し込むこと。なお、メールタイトルには「令和2年度 神戸市立学校大規模改修事業 入札説明書等説明会申込」と明記すること。また、送信後には電話にて受付の確認を行うこと。

(申込先) 神戸市建築住宅局技術管理課

(E-mail) kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp

(電話) 078-595-6580

③申込期限 : 令和3年1月15日(金) 午後5時

④留意事項

説明会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参すること。

なお、対象施設への現地見学等は行わない。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。

①受付期間

令和3年1月25日(月)~令和3年1月29日(金) 午後5時

②提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、(様式集様式1-1)「入札説明書等に関する質問書」により電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「成徳小学校・西灘小学校大規模改修事業 入札説明書等に関する質問」と明記すること。また、送信後には電話にて受付の確認を行うこと。

③提出先

神戸市建築住宅局技術管理課

④回答方法

市ホームページにて公表する。

(4) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

①受付期間

令和3年2月8日(月)~令和3年2月10日(水) 午後5時

②提出方法

持参により提出すること。

なお、表には「成徳小学校・西灘小学校大規模改修事業 入札参加表明書等在中」と朱書きすること。

③提出先

神戸市建築住宅局技術管理課

(5) 資格確認通知書の発送

市は、資格審査（第一次審査）として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査を行った結果を入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、原則として申立期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(6) 入札書等審査書類等の受付

入札参加者は、「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」という。）を除く事業遂行能力等審査書類及びその他関連書類等（以下「審査書類等」という。）を次の要領により市に提出する。また、入札書等については、入札価格の確認時に持参する。入札書等及び審査書類等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び審査書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、審査書類等における記載内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

①審査書類等の提出方法

ア. 受付期間

令和3年2月22日（月）～令和3年2月26日（金） 午後4時30分

イ. 提出方法

持参により提出すること。

なお、表には「成徳小学校・西灘小学校大規模改修事業 審査書類等在中」と朱書きすること。

ウ. 提出先

神戸市建築住宅局技術管理課

②入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

ア. 確認日時

令和3年2月26日（金） 午後5時

イ. 確認場所

神戸市建築住宅局技術管理課

ウ. 持参書類

6. 入札にあたっての留意事項

（1）一般的注意事項

- ①入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
- ②入札金額の積算にあたっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。
- ③入札書等（様式集様式 4-1, 2, 3）は、封筒に入れ密封し、入札価格の確認場所に持参すること。
- ④応募には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集様式 4-4）を併せて持参すること。
- ⑤応募にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることとする。

（2）入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ②入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ③参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ④委任状が提出されていない代理人の入札
- ⑤2 人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ⑥入札者が他の入札参加者の代理をした入札
- ⑦入札者が談合した入札
- ⑧記名押印を欠いた入札
- ⑨入札金額を訂正した入札
- ⑩入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ⑪誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ⑫電送及び電話による入札
- ⑬その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

（3）予定価格（税抜）

予定価格は次のとおりとする。市の算定根拠は公表しない。

269,800,000円

（4）入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集様式 3-5）を提出すること。

①提出方法：持参により提出すること。

②提出先：神戸市建築住宅局技術管理課

（5）入札に参加する者が 1 社である場合の措置

入札に参加する者が 1 社であっても、入札を執行するものとする。

第4章 落札者の選定

1. 落札者の選定方法

本事業は、入札手続において審査書類等の提出を求め、入札者の実績、配置予定技術者の能力、地域貢献等（以下「実績等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

2. 審査の内容

資格審査合格者より提出された入札書及び審査書類等について、審査会により落札者決定基準に基づき審査を行い、落札者を選定する。

3. 審査項目

審査項目は、落札者決定基準を参照すること。

4. 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「入札参加者」「落札者」及び「審査結果」等を、市ホームページを通じて公表する。

①落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は市ホームページを通じて公表する。

②落札者の決定の無効

神戸市契約規則第12条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札者として選定された場合には、無効とする。

③審査結果の公表

落札者決定後に審査結果（全審査項目に関する加算点）を公表する。

5. 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

神戸市建築住宅局技術管理課

第5章 提示条件

1. 事業フレーム

(1) 事業の遂行

入札説明書等，その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 協議事項

①法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとする。

②財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

③その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には，補助金(学校施設環境改善交付金等)を充当することを予定しており，選定事業者は，市の実績報告手続に協力するものとする。

2. 市の支払いに関する事項

(1) 前払い

事業契約書(案)を実際に締結する際に要求水準書に記載のある対象施設ごとの工期の最終日のうち最も遅い日を工事完成の時期として保証期限とする保証契約を締結したときは，その保証証書を市に寄託して，前金払を請求することができる。ただし，その額は，委託料のうち，施工業務費につき税込金額の4割以内，設計業務費及び工事監理業務費につき税込金額の3割以内とする。また，同様にして保証証書を市に寄託して，中間前金払いを請求することができる。ただし，その額は，委託料のうち，施工業務費につき税込金額の2割以内とする。その他詳細については事業契約書(案)による。なお，保証契約については，代表企業名義での契約とすることとする。

(2) 部分払い

事業契約書(案)記載の通り，部分払いを請求することができる。

(3) 完成払い

大規模改修工事のすべてが完成検査に合格し，かつ，すべての対象施設の市における使用を可能な状態としたうえでの大規模改修工事のすべてについての引き渡しを受けるとともに，選定事業者において交付金の交付申請のための業務を完了した後，所定の手続きに従って市は選定事業者へ残額を支払う。その他詳細は事業契約書(案)による。

3. 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き，選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

4. 契約保証金

- (1) 契約保証金として、本事業に係る費用の100分の3以上の金額を事業契約締結時に納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、次の方法も可能とする。
 - ①契約保証金が免除される場合
市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること。）
 - ②契約保証金納付に代わる担保を提供する場合
 - ア. 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供(額面金額の80%に相当する金額が上記(1)に規定する契約保証金額以上であることを要する。)
 - イ. 本事業の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証
- (3) 契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還する。
- (4) 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から本事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。これらの付保により、上記(1)に規定する契約保証金額以上が保証されることを要する。なお、履行保証保険付保については、代表企業名での付保とすることとする。

5. 保険

施工企業は、次の要件を満たす保険契約を締結する。

①建設工事保険（又は組立保険）

- ア. 保険契約者：代表企業
- イ. 被保険者：市、施工企業、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）
- ウ. 保険の対象：本件大規模改修工事
- エ. 保険期間：本件大規模改修工事着工日を始期とし、各引渡し予定日を終期とする。
- オ. てん補限度額（補償額）：大規模改修工事費相当額
- カ. 補償する損害：工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工所用仮設物等に生じた物的損害
- キ. 特約条項：水災危険担保特約条項
- ク. 免責金額：1事故当たり10万円以下

②第三者賠償責任保険

- ア. 保険契約者：代表企業
- イ. 被保険者：市、施工企業、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）
- ウ. 保険期間：本件大規模改修工事着工日を始期とし、各引渡し予定日を終期とする。
- エ. てん補限度額（補償額）：対人賠償：1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上
対物賠償：1事故あたり1億円以上
- オ. 特約条項：被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）及び請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）
- カ. 免責金額：1事故当たり10万円以下

6. 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。選定事業者が担当する業務については、原則として選定事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえた選定事業者による入札確認書類等によることとする。

7. 履行義務と違反に対するペナルティ

(1) 履行義務について

総合評価においては、競争入札の公平性を確保するため、原則として、全ての内容が履行義務となる。ただし、適切でないと認められた項目については、この限りではない。

(2) 履行義務違反に対するペナルティ

履行義務となる項目については、履行状況の検査を行う。この場合において当該項目が不履行である時、落札者は市に書面により不履行となった理由を提出することとする。

不履行の理由が落札者の責によると認められるときは、下記のペナルティを与える。

(違反項目)

ア. 入札確認書類による提示内容を市の承諾を受けずに実施しなかった場合

イ. 市内企業比率又は地元下請率における違反

例：90%以上と申請し、90%未満となった場合

70%以上 90%未満と申請し、70%未満となった場合

(ペナルティ)

ア. 神戸市指名停止基準要綱に基づき、3か月間の指名停止

第6章 契約の考え方

1. 契約手続き

落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、令和3年3月中旬までに合意を得て契約を締結するよう努めるものとする。ただし、原則として、事業契約書(案)、その他入札説明書等で示した内容を変更できないことに留意すること。

2. 事業契約の概要

事業契約は、事業契約書(案)に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・施工業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、賃料又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、別途事業契約書に定めるとおりとする。

3. 契約金額

契約金額は、入札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

第7章 その他

1. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/business/contract/ippankyoso/gakko_kaishu/index.html

2. 入札説明書等に関する問い合わせ

問い合わせは次の連絡先へのみ行うこととし、各対象施設へ直接問い合わせないこと。

①担当	神戸市建築住宅局技術管理課
②住所	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号（三宮国際ビル4階）
③電話	078-595-6580
④FAX	078-595-6665
⑤E-mail	kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp